

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会 第131回定例会・会議録

日 時 平成26年5月14日(水) 18:30～21:30
場 所 柏崎原子力広報センター 2F研修室
出席委員 浅賀、新野、石坂、加納、川口、桑原、佐藤、三宮、高桑、高橋(武)、
高橋(優)、竹内、武本(和)、武本(昌)、千原、徳永、内藤、中原、
吉野

以上 19名

欠席委員 前田

以上 1名
(敬称略、五十音順)

その他出席者 原子力規制委員会 原子力規制庁
柏崎刈羽原子力規制事務所 内藤所長 山崎原子力防災専門官
北村原子力防災専門官
平田原子力保安検査官
資源エネルギー庁柏崎刈羽地域担当官事務所 橋場所長
新潟県 須貝原子力安全対策課長 田邊係長 今井主任
水沢医務薬事課長
柏崎市 内山危機管理監 関矢課長代理 村山主任
若月主任 樋口主査
刈羽村 太田総務課長 室星主幹 山崎主任
東京電力(株) 横村所長 長野副所長 嶋田副所長
新井原子力安全センター所長
西田リスクコミュニケーター
室星防災安全部長
杉山地域共生総括 GM
中林地域共生総括 G
山本地域共生総括 G
(本店) 伊藤立地地域部長
傅田リスクコミュニケーター
ライター 吉川
柏崎原子力広報センター 須田業務執行理事 石黒主事
柴野職員 品田職員

◎事務局

始まります前に新しい委員様に委嘱状の交付を行います。4月15日付け刈羽村から推薦のありました新委員の加納正幸様であります。どうぞ前にお進みください。柏崎市危機管理監様から交付をお願いいたします。

◎加納委員

今日より参加させていただきます、加納正幸と申します。何分不慣れだと思しますのでご迷惑かけるかと思えますけどもよろしくをお願いいたします。

◎新野議長

こちらこそよろしくをお願いいたします。

◎事務局

ご紹介がありました加納委員様の任期につきましては、会則に記載のとおり平成26年4月15日から平成27年4月30日までであります。それではよろしくをお願いいたします。なお、前委員の渡辺直人様は一身上の都合により退任でありますのでよろしくをお願いいたします。

次に事務局から委員様にお願いいたします。座らせていただきます。

6月21日土曜日ではありますが、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所の視察を予定しております。後日事務局から案内と出欠席を送付させていただきますのでよろしくをお願いいたします。

それでは始まります前にお配りしました資料の確認をさせていただきたいと思えます。

まず最初であります。3月の定例会で配布しました原子力規制庁、新潟県、柏崎市、刈羽村、東京電力の原子力防災についての資料をお持ちいただくことになっておりますがよろしいでしょうか。若干の予備等、事務局で用意しておりますので持参されていない方はお申し出をお願いいたします。よろしいでしょうか。

なお、原子力規制庁の資料につきましては平成26年4月9日付けの修正版を配布させていただきました。よろしくをお願いいたします。

それでは、配布資料の説明をさせていただきます。最初に委員さんにだけ配布しております小さい紙で「質問・意見等をお寄せください」をお配りしてあります。同じく委員様には4月定例会の会議録を配布させていただきました。

次に「柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会第131回定例会次第」であります。次に地域の会事務局資料、「委員質問・意見等」であります。

次に柏崎刈羽原子力規制事務所資料1になります。「前回定例会以降の原子力規制庁の動き」になります。次に資料2、同じく原子力規制庁の主な対応であります。次に資料3「放射線モニタリング情報」。資料4、「委員ご質問への回答」であります。

次に資源エネルギー庁柏崎刈羽地域担当官事務所、「前回定例会以降の動き」になります。

次に新潟県防災局原子力安全対策課、「前回定例会以降の行政の動き」になります。同じく新潟県、「前回定例会委員ご質問への回答」であります。同じく防災局原子力安全対策課、「原子力災害時における情報の流れ」であります。

次に柏崎市市民生活部防災原子力課、「柏崎市の情報伝達手段」であります。

次に、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所「第131回地域の会定例会資料」で

あります。同じく「廃炉・汚染水対策の概要」であります。最後になりますが、東京電力株式会社、「委員ご質問への回答」であります。よろしいでしょうか。

事務局から1点お願いさせていただきます。携帯電話はスイッチをお切りいただくかマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。傍聴の方、プレスの方で録音される場合はチャンネル4のグループ以外をお使いいただき自席でお願いいたします。また、報道関係取材につきましても会の進行の妨げとならないようご配慮をお願いしたいと思います。委員の皆さまとオブザーバーの方は、マイクをお使いになる時はスイッチをオンとオフにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、第131回定例会を開催させていただきます。会長さんから進行をお願いいたします。

◎新野議長

では、第131回の定例会を開かせていただきます。

今日は冒頭でありましたとおり、会の構成メンバーは変わりませんが委員の交代がありまして、今日は本当に久しぶりで全員出席の予定です。浅賀さんは少し遅れられると思うんですが、また一週ゴールデンウィークが入りましたので少し長く感じましたので、尚、またいろいろな報告事項がたくさん重なっていると思いますので議事進行をよろしくお願いいたします。座らせていただきます。

では、早速ですが時間がありませんので前回からの動きに移らせていただいて東京電力さん、お願いいたします。

◎長野副所長（東京電力）

それでは、東京電力長野からご報告いたします。お手元の資料をご覧くださいと思います。

まず不適合関係ですが、今回は皆さんにご報告すべき不適合の発生はございませんでした。次に発電所に関わる情報です。一枚めくって2ページをご覧ください。

6、7号機の設備の点検のお知らせです。内容については他社の原子力発電所において運転時に使用する原子炉に給水するポンプのタービンでひびが確認されたことから、同様のことがないかどうか点検を実施するものです。具体的には次のページの上のほうに系統図がございますのでご覧ください。左に原子炉がございまして、蒸気の流れの図となりますが、発電の役目を終えた蒸気は復水器で冷やされて水に戻り、再びポンプで原子炉に給水されます。蒸気の流れの色が変わっているのは、水の温度のイメージでございまして、蒸気が水に戻ったものは少しずつ温めて原子炉のほうに戻すようなかたちになっております。点検を行う箇所でございますが、赤字で〈点検対象〉とございまして、赤点線で囲った部分のポンプとなります。下に写真がございますのでご覧くださいと思いますが、タービンの動翼の取り付け部について点検を行います。点検はまず6、7号機から始めまして順次全号機で実施してまいります。

次に17ページをご覧くださいと思います。今年の夏の電力需給に関する経済産業省への報告についてでございます。

経産大臣からの指示に基づき報告をしております。本報告では、原子力の再稼働、再起動なしとした上で需給が厳しい西日本への電力融通を盛り込んだ場合の需給バランスを記載しております。

なお、今年の夏の電力需給の見通しについては、現在国において全国大の需給対策について検討中であり、その結果を踏まえて、改めてお知らせをいたします。来月の定例会でご報告できると思いますのでよろしくお願いをいたします。

次に資料の中にはないのですが、先般の運営委員会で、毎月定例会で地盤の追加調査の状況について報告せよということですので、簡単に報告をいたします。

調査地点等については、前回、前々回に資料をお配りしておりますが各地点とも準備が整った場所から、ボーリングや立坑工事を開始しております。6月にご視察をいただけるということですので、細かいスケジュールはこれからですがその時に一部ご視察をいただけるのかなというふうに考えております。現時点で調査が終わった場所はございませんが、今後も報告をさせていただきたいと思っております。なお、調査にあたって当社の不手際で一部地権者の方にご迷惑をおかけする事態がございまして新聞報道もございました。地権者の方にはお詫びとご説明をさせていただいて、ご理解をいただいたところでございます。今後同様のことがないように進めてまいります。

最後に福島第一の状況についてご報告いたします。

◎傳田リスクコミュニケーター（東京電力）

それでは、福島第一の状況につきまして東京電力の傳田から説明をさせていただきます。A3横長の「廃炉・汚染水対策の概要」という紙をご覧ください。まず、表紙の紙なんですが、今回新たに加わってございますが、これは廃炉作業の全体像をわかりやすくお示しするものとしてつけておるものでございます。

1段目に、廃炉には大きく燃料取り出し、燃料デブリの取り出し、原子炉施設の解体等、この3つのステップがありまして、それぞれどのような順番で作業を進めていくのかを記載しているものでございます。またその中で、1号機から4号機はどのようなステータスになるのか、を見える化しているものです。

また2段目には、汚染水対策の主な取組みを三原則の方針に従って記載したものでございます。これは、よりわかりやすい資料をとという声をいただいておりますことに対して、私どもなりに工夫を進めているものの例でございます。

それではいつものとおり、至近の取組みの状況については一枚めくっていただいて、中長期のロードマップの進捗の状況の概要版で説明をさせていただきます。

まず資料の一番上の部分の記載ですが、1号機から3号機とも至近で原子炉圧力容器の底部の温度、格納容器の気相部の温度は、約15度から35度程度で推移してございます。こちら安定してございます。4号機からの燃料取り出しにつきましては、こちらには4月23日時点の移送体数を書いてございますが、至近で今週の月曜日の時点の数字を申しますと使用済燃料792体、未照射燃料22体の移送が完了している状況でございます。全部で1533体の燃料ですので、燃料体数で申しますと半分以上の移送が終わっている状況でございます。

次に、資料のその下のところの各トピックの状況でございますが、左上のところの地下水バイパスの汲み上げ作業の開始についてでございます。これは、4月9日より12本ある地下水バイパスの揚水の井戸の各ポンプを順次起動して地下水の汲み上げを開始してございます。汲み上げた地下水についてはタンクに貯留し、我々、また第三者機関による水質分析をここでは行ってございますという書きぶりになってはいますが、本日私ど

も、第三者機関の分析の結果を公表してございまして、公表は本日ですので、詳しくはまた次回に説明させていただきますが、問題のない値であった旨を公表してございます。

次に、その右側に移っていただいて、3号機の燃料交換機の撤去作業についてです。3号機につきましては、昨年12月からプール内の瓦礫の撤去作業を実施してございます。鉄筋ですとか、屋根材、コンクリート片等の撤去がほぼ終了したことから燃料交換機の撤去作業を4月19日から開始してございます。その右側に凍土壁について書いてございますが、こちら3月14日から共用プールの西側で約10m四方の小規模の凍土壁の凍結の試験を開始したとございますが、今般、温度、地下水の確認、実際に掘り返しての確認で小規模の凍土壁が造成されているということが判断できましたというお知らせでございます。

その下に書いてございまして、廃炉・汚染水対策福島評議会の開催。これは4月14日に第2回の会合が開催されて、2月17日のご意見等を踏まえつつ、現在進めている取組み等についてご説明いたしました。この中で、タイムリーにわかりやすい情報提供等を行なうための更なる改善に向けたご意見等をいただいております。今回、頭でご説明いたしました表紙ですとか、それからこの資料の7ページ目に添付の1というのがございますが、こちらの海水モニタリングの状況がわかりにくいものをよりわかりやすくという目的でこのように加工してお示ししているものでございますが、こういった工夫も順次進めてまいる所存でございます。

そうしましたら元の資料に戻っていただきまして、評議会の右下のところは、もうすでに報道等されてございますが、今般4月1日に福島第一廃炉推進カンパニーを設置いたしました、というお知らせでございます。

その次が左にございまして、滞留水貯留タンクの増設計画についてでございます。これについては半期ごとに規制委員会殿に報告しているものですが、前回は昨年10月に報告して以降、現地でのタンクの建設は進めているんですが、それに加えて工場でタンクを製造して海上輸送する等の対策を新たに加えていくことによって、約80万立米までの増設を1年前倒しして今回26年度内ということで新たに計画をした旨を4月4日に規制委員会殿に報告いたしましたということでございます。

その次に、一番左下に移っていただいて、焼却工作建屋への滞留水の誤った移送についてです。こちらについては、滞留水を貯留していない焼却工作建屋のほうに誤って滞留水が移送されたものです。震災後、移送に使っていますプロセス主建屋等に加えて、もしかしたら別の移送先が必要になるかもしれないと考えて、こちらの焼却工作建屋につきましてもラインを引いて仮設ポンプを置いて移送ができるというような工事はしてございました。実際その後、この建屋には移送はしませんでしたので仮設ポンプ等は使ってなかったんですが、今回誤移送があったということで原因を調査しました結果、このポンプが別の操作をしようとした作業員によって過って起動されたものというふうに推定されるということがわかってございます。こちらについては分電盤の施錠管理ですとか当面使用しないポンプの電源切り離し、こういった再発防止を行ってまいる所存でございます。

この資料については以上なんですけど、最後に、それ以降の3ページ目以降の、3ページの右下のところに、多核種除去設備についての記載がございまして、多核種除去設備に

については、先月、3系統あるうちのA系B系については不具合で停止している旨のお話しはしましたが、その後の調査で、A系につきましては、前処理用のフィルタに微小の傷があったことからフィルタを交換し、その後も炭酸ソーダの供給ラインの弁が閉まっていた等のトラブルもありましたが、最終的には4月23日に復旧、処理を再開してございます。B系については、まだ停止中であり当該のB系の吸着塔から除染のために樹脂を抜き取る作業中に作業済みの樹脂が、これは堰内なんですけど漏れるといった事象もございました。こちらについては再発防止をとってまいります、ちなみに系統不具合の原因につきましては調査の結果、前処理のためのフィルタの一部に欠損があったことがわかっておりまして、現在処理再開に向けた作業を実施中でございます。

私からは以上でございます。

◎新野議長

ありがとうございます。では規制庁さんお願いいたします。

◎内藤柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

規制庁の内藤です。よろしくお願いします。

今回資料としては資料1、クリップで留めているものから、資料5、資料5はパワーポイントですけど2種類あります。

まず、資料5については後ほどの説明になりますので、ここでの説明は省かせていただきます。

資料1ですが、前回以降の動きでございます。原子力委員会の定例会関係でございますが、4月16日にはいわゆる炉安審と燃安審といわれているものがございましてけれども、こちらの委員の任命をしております。その委員によって、次のページになりますけれども5月12日に第1回会合が開かれて部会長が選任をされているという状況になります。

4月16日、2つめのところですけども、基準に関する規則の解釈の記載の適正化についてということでございましてけれども、後ろについておりますけれども、簡単にいうとBWRの場合ですとSGTRという形で、空気浄化系がついているんですけども、今直しましたけれども前の記載ですと格納容器内の放射性物質の低減という書き方をしておりました。そこの実際の機能につきましては、格納容器から漏れたもの、原子炉建屋の中のところについてもきちんときれいにするという機能をもっていますので、その部分を明確化するというかたちで基準の記載を直したというものでございます。

4月22日、これは委員会の定例会とは別でジャンシー（JANSI）といわれている一般社団法人でございましてけれども、事業者を中心に立ち上げた民間団体でございましてけれども、そちらと意見交換を行っております。

4月23日ですけども、委員会にかけないで規制庁の長官とか、あるレベルのところ専決というかたちで決裁をして物事を決めていいというものがあるんですけども、それをどういうかたちで行ったのかというものについて公表しております。

次のページの5月2日でございましてけれども、運転経験の反映のための取組みということで、海外のトラブルとか国内のトラブルが起こったものについて、それについて技術的にどうなのかということと水平展開なり、基準に反映する必要があるのかどうかということについて、これ前の体制ですとジェイネス（JNES）で検討して規制庁に報告

をしていたというかたちになっていたんですけれども、JNES が統合されたというかたちもありまして、この部分について炉安審、燃安審を設置してそこでも検討するということが決まっておりますので、ここの考え方を整理して進め方を決めたというものでございます。

あとは、ひとつ飛ばしまして、工事計画認可の審査及び使用前検査の進め方ということで、柏崎というか BWR はまだ全然、基本設計の審査が進んでいないので、ここまでのどり着いてはいないんですけれども、PWR については、ある程度整理ができてきていますので、今後の詳細設計といわれる工事計画認可とそれを認可したあとに実際の物が設計通りにできているのかという使用前検査の考え、どういうかたちでやっていくのかということについて、考え方の整理をしたものでございます。今までのところと大きく変わっているのは、工事計画認可詳細設計といわれているものですが、ここは耐震性とか強度計算とかいろいろやっているんですけれども、そのところでみなさんご存知の方もいらっしゃると思うんですけれども、以前入力をする数値を間違ったことによって計算結果が違ってましたとかそういうことが事業者のところで多々発生していたんですけれども、そのために保安院の時代には、クロスチェックというかたちで規制庁側のコードを使って答え合わせみたいなかたちの計算をやっていたんですけど、そういうものはやらないかたちにしますと、その代わりあとでそういうことが見つかったものについては、使用停止命令も含めた厳しい措置をとるというかたちで対応するという考え方の整理をしております。

5月14日でございますけれども、本日かかったものでございます。ひとつ目が25年度、昨年度になりますけれども第4四半期の保安検査の実施状況についてというものと、26年度の保安検査の実施方針についてというものでございます。資料としては、資料1の別添7、後ろから3つ目になりますけれども、発電所、あとは加工施設、再処理施設含めて保安検査の結果を本日、委員会に報告しております。柏崎に関していえば、今回検査した中身、内容において特に問題になるというのではなくて、適切に実施されているという評価をして了承を受けております。大きなところでいいますと別添7の最初のところの1ページ目の下のところになりますけれども、もんじゅについて保安規定違反をとって指導をかけているところがございますけれども、その改善状況というところではまだまだ改善が十分でないところもあるということで、今後きちんとフォローしていく必要があるというケース、報告になっております。

あとは軽水炉関係ですと、北海道電力の泊で一件、中部電力の浜岡で1件、監視というかたちで今後の取組み状況を見ていく必要があるという報告がなされて了承されているものでございます。

26年度の保安検査の実施方針でございますが、資料1の別添8にございます。これは別添8のところについての今日報告している全体の各施設でどういう考え方でというところがございますが、柏崎のものにつきましては、その後ろの別添5、添付の5ということで下のページでいうと18ページというページがふってありますけれども、そのところについているものでございます。今年度柏崎の原子力規制事務所といたしまして新規制基準を踏まえた検査、これはあくまでも新規制基準を通った後、についてこれについてきちんと見ていくというものですので、現状今の段階ではまだどういう段階で

あるかということについては未定でございます。

2つ目がプラントの長期停止に伴う検査ということで、止まってずっと長い間経っておりますけれども、止まってもきちんと設備を維持していただかなければならないかたちになりますので、その状況をきちんと確認していくということ。

3つ目が安全文化活動の実施状況の検査ということで、安全文化といわれているものがありますけれども、それがどうかたちで取組みがなされているのかということ。

4番目が保安管理体制に基づく業務実施状況の検査ということで、柏崎、東京電力さんですけれども25年度に組織改変が行われております。その関係でそれがきちんと実施をするに足る体制であって、きちんとできているのかということについて検査を行なっていこうということを考えております。

5つ目が緊急時の措置の実施状況の検査ということで、柏崎においても緊急時安全対策の対応とか定期的な訓練とかずっとやってきております。それがどうかたちで行われてきて、十分なのかどうかということを確認しようということでございます。

次が保安教育の実施状況ということでこちらについては、発電所の東京電力さんの社員と当然協力企業さんがいらっしゃいますけれどもその方々に必要な教育がなされていて十分であるかということを確認するということ。

次が(7)放射線管理の実施状況ということで、こちらについても放射線の管理というのは、当然協力企業の方も含めて理解していないと管理がきちんとできないということでもありますので、そのへんについてきちんと確認をしていこうということで計画をしているものであります。これ以外のものについても当然やっていきますけれども、重点項目としてはどうかたちで見えていこうという計画をしているというものでございます。

あとは検討チーム等でございますけれども、2ページ目に戻って検討チーム等でございますけれども、発電所の新規制基準の適合審査でございますが、このようなかたちで進んでおりますが、柏崎に関しては審査会合とかたちでの審査は行われていないという状況にあります。ヒアリング等については、こちらの3ページ目に書いてあるとおり耐震関係の女川2回とBWRの4社5プラント出ておりますけど、それについての合同とかたちで1度ヒアリングとかたちで行っているものでございます。

あとは、原子力規制委員会のホームページ関係でございますけれども、4月17日に25年度に発生した原子力施設等の事故故障等のとりまとめということで法令に基づく報告がどの程度あったのかという一覧、取りまとめを行っております。軽水炉関係ですとみな止まっている状況で特にトラブル等、法令に基づくトラブル等というのはなされていない状況になって、法令に基づくトラブル等としては軽水炉関係ですと特定施設である福島第一のものが出ているという状況にあります。

資料1は以上で、資料2でございますが福島第一関係でございます。こちらでは大きなところとしては5月2日の定例会で溶接検査等についての考え方と整理を行っております。こちらについては普通の発電所と違っていただきますので、制度的にも若干変わっていて普通の発電所等で品質保証体制というかきちんとできるような体制になっているのかということだけを確認して、溶接の物の確認というのはあまりやらないかたちで運用は今、されてきておりますけれども、特定施設の場合についてはその運用ができないかた

ちになっていて実際の溶接検査、昔やっていたようなかたちで物をそれぞれ見ていくというかたちの制度設計になっております。

ただ一方で、今みなさんご存知のように福島第一の中ではかなりの溶接作業を行っておりますので、検査でその溶接作業を検査待ちで遅らせるということはリスクの低減を遅らせるという話にもなりますので、その部分についてリスクの低減を勧めるということと溶接の適切性を確保するという観点でどういうやり方がいいのかということを考えてここに書いてありますように、溶接条件とか管理方法等の違いを勘案し、きちんと評価したうえで全部というかたちではなくて、同じ条件でやるものについては抜き取り的なかたちでやるとかそういったかたちで、効率的に安全を確保する方法というのを整理をいたしましてこの方法でやろうということについて規制委員会で了解を受けているものでございます。

次の資料3でございますが、モニタリング情報。特に大きな変動というものは聞いておりませんが、最新のものについてこちらにどこに載っているかという場所を載せさせていただいておりますのであとでご確認いただければというふうに考えております。

資料4でございますが、前回委員の質問というかたちで出ておりますが、コアキャッチャーの話が出ておりましたけれども、前回簡単には説明させていただきましたけれども基本的にはこれをつけられればいいということではなくて、それをどういうかたちで、ものはこれでなければいけないということではない、決めてはいないんですけれども、達成すべき目標を書いていると、その考え方については最新の技術が取り入れられるようなかたちで規制の基準としては整理をしていますという考え方でお答えさせていただいているものでございます。規制庁からは以上でございます。

◎新野議長

ありがとうございます。資源エネルギー庁さんお願いいたします。

◎橋場柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

資源エネルギー庁事務所の橋場でございます。

お手元のクリップで分厚く留めてあるやつ、1枚目と2枚目、最初の2部でご説明したいと思うんですけれども。まず前回定例会以降の主な動きということですが、一つ目のエネルギー基本計画の策定につきましては、4月11日に閣議決定をされました。これは、本日このあとの議題でまた詳しくご説明したいと思います。

それから二つ目の放射性廃棄物の最終処分関係でございますが、4月30日に(1)の放射性廃棄物ワーキンググループ、(2)の地層処分の技術ワーキンググループ、それぞれ開催しております、こちら両方とも中間取りまとめというものを昨年度末にまとめてパブコメを実施して、それが終わりましたパブコメの意見を踏まえた最終取りまとめということで開催しております、(1)のワーキングでいえばここに書いてございますが、最終処分については将来世代が見直しができる可逆性や回収可能性を担保するか国が科学的に適した地域を提示して説明すると、処分の候補地を、そういったようなことが記載されております。

それから、地層処分のワーキングのほうにつきましても国内には地層処分に適した地域が広く存在するという事なんですけれども、その中で火山ですとか活断層ですとか

地殻変動の地域を除外するといったような報告になっております。これらにつきましては今後取りまとめ、近いうちに最終報告として公表される予定になっております。

3番目の福島事故廃炉及び汚染水処理対策でございますが、(1)の汚染水処理対策委員会が4月28日に開催されております。

裏にいきまして、トリチウム水のタスクフォース、これも前回以降2回開催されております。

それから、先ほど東電さんからご説明のありました(3)の福島評議会というのも4月14日に開催されております。

それから、その他でございますが電力需給検証の小委員会というのが2回開催されておまして、前年度の冬季の電力需給の検証と今年の夏の需給見通しについての検証を行なうということで、4月25日の第6回の委員会では報告書案について議論しまして、最終的に報告書がまとまりまして4月30日付けで経産省のホームページで公開をしております。この中身はこの下に書いてありますけれども、2014年度、今年度の夏につきましても原発の停止ですとか、九州の火力のトラブルによりまして、特に西日本、中部電力、関西電力、九州電力でかなり厳しくなるということで、東西の周波数変換装置による電力融通によって、予備率3%を維持できる厳しい状況ということで、安定供給の更なる取組みや節電要請を提言されております。

(2)これはメタンハイドレートの調査の話なんですけど、平成26年度につきましても日本海側、上越沖を中心に引き続き、現在広域調査を着手しているという発表をしております。

(3)はエネルギー需給実績、平成24年度、前々年度ちょっと古いんですけどもエネルギーの需給実績、確報というかたちで公表されております。

それからもうひとつ委員のご質問に対する回答ということで次の資料にございますけれども、答えにつきましては読んでいただければと思うんですけど、特に震災以降、福島の事故以降、燃料費が高騰しているとか、化石燃料の使用が増えているというところに質問がございましたが、一番最後の横のグラフを見ていただきたいと思うんですけど、こちらが電力十社の燃料消費量の推移ということで2000年からのグラフが石炭、重油、原油、LNGが同じ縦軸にしておりますけれども単位は違うんですけど、これ見ていただくとわかるんですけど、いずれも2000年以降消費量については全ての燃料において震災以降が一番ピークの消費を行っているというのが一目でわかるということで、前のページの表にもございますように電力各社の燃料費の使用実績につきましても有価証券報告書から拾ったものをみても2010年度と2012年度の比較では3.5兆円以上の燃料費の増になっているという結果になっております。こちらからは以上です。

◎新野議長

ありがとうございます。新潟県さんお願いいたします。

◎須貝原子力安全対策課長（新潟県）

ごめんください。県庁の原子力安全対策課の須貝です。私からここ1ヶ月の県の動きについてご説明をさせていただきます前に、このたびの安定ヨウ素剤の未調達、それから更新遅延によって地域の皆さまに大変なご心配とご迷惑をおかけしましたことを心からお詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。今日はヨウ素剤を所管してお

ります、医務薬事課長と一緒に来ておりますので、この後改めてお詫びをさせていただきたいと思っております。

それでは、資料に添いましてここ1ヶ月の動きにつきまして説明をさせていただきます。

安全協定に基づく状況確認ですけれども、ここに記載の4箇所について現場の確認をしております。

二つ目に安全管理に関する技術委員会ですが、4月10日に中島座長が25年度の議論の状況ということで知事に報告をしております。

(2)の福島事故の検証課題別ディスカッションですが、6つの課題に分けてディスカッション進めておりまして、4月に入りましてから4つの課題を3回、事故対応マネジメントとメルトダウン等の情報発信の在り方を一緒にやっておりますので3回開催しております。この議論の概要につきましては、事務局で取りまとめて公開しておりますので詳細についてはホームページでご確認いただければと思います。

4番の東京電力からの福島原発事故に伴う損害賠償なんですけれども、県が東電に請求している損害賠償額について一部支払いを受けました。4月25日に受領していて、これは1575万4182円ということで、平成22年23年度の発生経費請求額の一部となっております。

ページをめくっていただきまして、ここに報道資料をずっと綴っておりますけれども、これは主にヨウ素剤の内容ということでこの後また説明させていただきます。

「前回定例会委員ご質問への回答」ということで2枚の資料を用意しております。県内に配備されているモニタリングポストの状況ということで53箇所のモニタリングポスト、停電への対応というのを一覧表にさせていただいております。ご確認をお願いいたします。それではヨウ素剤について少しお時間をいただきまして説明をさせていただきます。

◎水沢医務薬事課長（新潟県）

お疲れさまでございます。新潟県福祉保健部医務薬事課水沢と申します。

このたびは不適正な事務処理によりまして、安定ヨウ素剤の更新の遅れ、未調達ということがあったことにつきまして住民の皆さま、関係者の皆さまに多大なご心配とご迷惑をおかけしたことを心から深くお詫び申し上げます。

原子力災害対応に重要な資材でございます、安定ヨウ素剤が適切に備蓄されていなかったということはあってはならないことございまして、住民の皆さまの信頼を大きく損なうものというふうに深く反省をしているところでございます。今回の不適切な事務処理の事実関係について若干申し上げさせていただきます。資料の18ページを見ながらお聞きいただければと思います。少し順序が逆になりますけれども、まず原子力発電所10km圏内配備分の安定ヨウ素剤、柏崎市役所等に配備しておるところでございますけれども、16万8000錠の内、平成26年3月末までに期限切れとなる14万錠、この更新につきまして準備を進められておりました柏崎市から平成25年度内より、再三の催促をいただいていたところでありまして、それにもかかわらず当課職員担当者が事務処理を怠りまして更新が遅延したという状況になりました。また、この対応等検討する中で、平成24年度中に購入したことでございまして30

k m圏内配備分の安定ヨウ素剤130万錠余でございますけれども、これにつきまして事務処理が完遂されておらず、これが購入されてなかったという事実が判明いたしました。

医務薬事課ではこれらの事務処理の履行確認、あるいは更新管理というものを怠り結果として1年以上の長期に渡りまして安定ヨウ素剤未配備、あるいは更新の遅れというふうな事態を招いたところでございます。本来配備すべきであった安定ヨウ素剤の調達につきましては、その後最優先で取組みを進めまして4月25日には更新が遅延していた14万錠、この更新を終えました。また、130万錠余の未配備の部分につきましても現在調達に努めておりまして入手できるものから逐次配備をしているという状況でございます。本事案につきましては、副知事をトップといたします調査体制を県庁で整えまして、事案の事実関係、原因等につきまして調査を進めているところでございます。

お手元の資料17ページ、18ページ、19ページのものにつきましては、5月8日段階で中間報告というかたちでこの段階での概要をまとめて公表しているというところでございます。まだ、追加調査というものが必要という判断の中で現在も調査をすすめているというところでございます。この中で原因の究明、それからそれに対する具体的な再発防止策というものの策定に今努めているというところで、もう少し時間をいただきまして詳細なものをつくっていくというふうなことで今対応しているところでございます。今回の事案を重く受け止めまして再発防止に努めますとともに住民の皆さまの信頼回復に向け、これからも全力で尽くして参りたいというふうに考えております。誠に申し訳ございませんでした。

◎新野議長

柏崎市さんお願いします。

◎関矢課長代理（柏崎市）

柏崎市の防災・原子力課の関矢です。よろしくお願いいたします。

ペーパーのほうございませんが、先ほど新潟県さんからありました月例の状況確認、4月分、5月分実施しております。

それと4月22日、23日、県内30市町村の研究会主催で避難計画等について県外視察に参加しております。4月23日には、市長が規制委員会、規制庁を訪問しております。さらに、5月9日には市長が発電所の安全対策実施状況を視察しております。以上です。

◎新野議長

ありがとうございます。刈羽村さんお願いします。

◎山崎主任（刈羽村）

刈羽村総務課の山崎です。よろしくお願いいたします。

刈羽村の前回定例会以降の動きにつきましては、安全協定に基づく状況確認等、新潟県、並びに柏崎市と同様でございます。刈羽村からは以上です。

◎新野議長

ありがとうございます。前回からの動きというのを前月からの1ヶ月の間にいろいろ、それぞれのオブザーバーのところで何か変わったことがあったり、報告事項があったりしたことを今ご報告をいただいて、定例会の冒頭ではいつもそれを繰り返しております。

ずっと流れとして情報が共有できるような構図になっています。ここでご質問とかご意見とかあればお受けします。はい、武本委員お願いします。

◎武本（和）委員

武本ですが、東京電力でもしわかったら教えてもらいたいということがあります。長野さんの話の中で周辺のボーリング調査で、終わったのではないけれど進んでいるという話しがありましたが、実は調査地点にこの場所は何月何日から何月何日まで調査しますという看板がでています。ある場所では当初4月10日から4月30日、20日間というふうになっていました。それが最近4月10日から来年の3月20日になっています。20日間が10ヶ月になっているんですね。それは何か理由があるということは想像できますけれども、実はそういうのがどうしてなのかということを説明するというのが大事なんじゃないでしょうか。なぜならば、前の調査というと語弊がありますが、24年の8月から安田層の調査をやった。それが去年の4月18日までに8ヶ月かかっているんですね。今いう来年の3月20日で終わったとしてもそれよりも長い期間になりますし、調査箇所も膨大です。これ、柏崎以外のところの断層の議論を聞いているとかなり深刻なんじゃないかというふうに私はみえています。そういう観点から、どうしてこんな大幅な変更になるのかということが極めて重要なことで、形式的な報告では済まされない問題だと思うんで聞いているんです。全部確認しているわけじゃありませんけれども、何箇所かが当初の作業期間というんですか、工事期間というんですか、看板にでているのが、最近変わっているということを確認していますので、なぜこんなことが起きるのかというのがもしここでわかたらということと、わからなかったら次回きちっと報告してもらいたいとこういうのが質問というかお願いします。以上。

◎新野議長

はい、おねがいします。

◎嶋田副所長（東京電力）

東京電力、嶋田でございます。今ほど武本委員からご指摘ございました、現在追加調査実施しておりますけれども、この追加調査につきましては、私どもスケジュールありきでは決してなくて今後調査を行っていく状況も踏まえまして必要に応じて調査を追加するといったようなことを含めて、十分なデータが得られるように柔軟に対応していく所存でございます。また現地に書かれていた工程が異なっているということについては来年の3月云々につきまして、今、私手元に確認する術を持ってございませんので、次回どうしてこうなったのかにつきまして確認の上にもたご返答させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

◎武本（和）委員

それでね、こういう工事は敷地内以外は基本的に民有地でやっているわけですね。個人の土地で。そうすると個人の土地で調査をするには、ここからここまでの期間に、面積何平米で借りますというような契約があつて当然なんだろうと思うんです。そういうことの変更もどうなっているのかということも含めて。何かやり方が社会一般の手法と違うようですので、そのへんも含めて次回答えてもらいたいと思います。以上です。

◎新野議長

では、よろしく申し上げます。はい。

◎高桑委員

高桑です。原子力規制事務所の方に、それから県に。時間のないところ申し訳ありませんが2つ質問をお願いしたいと思います。

まず規制庁ですけれども、コア・キャッチャーの質問をしたのは私です。ここで、実現する技術は指定しないほうが一般的です、というふうなことをおっしゃっていらっしゃいます。それは格納容器破損防止対策のときにもそういうふうなことをおっしゃって。対策例として、フィルタベントを示されたわけですけれども、コア・キャッチャーというのも実は、コア・キャッチャーの他に格納容器除去設備というのもセットでつけられれば一番いいと私は思っておりますけれども、そういう対策例として、具体的に外国で、中国でも使われているといいますし、ヨーロッパで使われている確実に事故を小さくできるのではないかということが確実視されるそういう装置、設備が具体的にあるにも関わらず、対策例としても示していないのはどうなのかなど。お答えも非常にわかりにくい文章で、要望ですけれども具体的に世界でもひとつの、被害を小さくするという意味で使われているコア・キャッチャーとキャッチした後、循環して冷やしていくこの設備はぜひ具体的な例というぐらいにして、義務付けるぐらいにしてやっていただければと思います。具体的な対策の有効性は審査の中で確認してまいりますというふうにおっしゃっておりますけれどもちょっとつかめない、本当にどうなんだというふうにつかめない気がしますので、こんなたったこのへんのところの素人の要望ですけれども具体的に良い方法があるということが世界でわかっているわけですから、ぜひ具体的なものとして、例として示していただければいいなというふうに考えております。これは要望です。

それから県にちょっとお伺いしたいんですけれども。特に今日は医務薬事課の方がいらしているということは非常に良かったなあと思っておりますけれども。安定ヨウ素剤ですね。これ配布はもちろん今のようなことがないようにしていただきたいんですけども、安定ヨウ素剤は配布だけではダメなわけで、服用が可能になるようにしていただかなければいけないと。今の段階では服用が可能になるような流れが全然できていない、示されていないと思うんです。例えば PAZ では今日配られた中にも入っておりますけれども、規制庁から配られた中にも入っておりますけれども、PAZ では原則、医師による住民説明会を開催し住民への事前配布をするんだというふうになっています。ところが住民説明会の予定も全然見えませんし、それゆえに私たちに配布されることも全然ないわけで、その辺の見通しですね。一応配布されていても服用できなければなんにもならないわけですので、服用が可能になる見通しについてどのような計画を今おもちなのかお聞きしたい。これは質問です。よろしくお願いします。

◎新野議長

規制庁さんお願いします。

◎内藤柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

規制庁の内藤です。要望ということですけどわかるころはお答えさせていただきたいと思います。ヨーロッパとか中国とかで実際に今作っている代用世代といわれている新型炉、新增設の炉については、コア・キャッチャーと、PWR のタイプですけれども、コア・キャッチャーがついているかたちになっていますし、格納容器も二重構造というかたちでかなり強固なものになっております。ただ一方で、既存の発電設備というか発

電所についてはコア・キャッチャーがついているものはヨーロッパも含めて、ないというのが現状です。というのは、既存のものにコア・キャッチャーの設計ですけども新たな設備というかたちになりますので、根本的に全部設計を見直したうえでつくっているものになっております。ですのでなかなか難しいという現実があるということは認識をしています。一方で、ただそれと同じような機能、コア・キャッチャーといわれているものと同じ設計である必要はないんですけども、当然同じような機能をもったものをつけてくださいという主旨で新規基準のところは要求しているというものでございます。

◎高桑委員

すいません。そうすると具体的にいろいろな発電所からでてきている資料の中には、それにあたるようなものが具体的には示されているのでしょうか。

◎内藤柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

審査が進んでいる川内とかの例で申しますと、川内とかいわゆるコア・キャッチャーというものはついていません。一方で、格納容器の中に水を張るということと原子炉の中に水を入れるということについてこういう運用をやることによって両方の冷却ができるということの運用の説明と、設備としてきちんと冷却が、コア・キャッチャーというか格納容器の共通したものとしての冷却もできるということについてきちんと説明していただいて、その妥当性について審査を行っていくというものです。

◎高桑委員

では柏崎刈羽の原発のところについても、コア・キャッチャーと熱除去設備にあたるような汚染水の問題が繰り返されることのないようにということも含めて、それにあたるような設備を東京電力がつけてくださるように、これは東京電力に対しても強く要望したいと思いますし、規制委員会のほうでそのところをきちんと本当に可能になるのかどうかというそういうところをきちんと審査していただくように重ねてお願いしたいと思います。ありがとうございました。

◎新野議長

県へのお訊ねはこのあとから防災がありますので、そこでまた他の委員さんもご意見があれば、一括でお答えいただいたほうが時間の効率がいいのではないかと思いますのでよろしいでしょうか。はい、よろしく願いいたします。（１）はこれで閉じさせていただいてよろしいでしょうか。不足があれば時間がありましたら後半のほうでお願いいたします。今日はたぶんタイトになりますが（２）のタイミングを逃さずきちんと報告をいただくということで、ここに盛り込みました、エネルギー基本計画です。

これ以前にも概略、案のときにご報告いただいておりますが、今は決定していますのでもう一度、私どもは素人なので何回聞いても有効だということで運営委員会をお願いをいたしました。よろしく願いいたします。

◎橋場柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

資源エネルギー庁事務所、橋場ですけども、お手元の資源エネルギー庁資料１というのが基本計画の概要版になっておりまして、資料２が本文でございますので、資料１の概要版でご説明したいと思います。

この資料ですがページによって青い帯でタイトルが書いてある部分が本分の概要を書

いたものでございまして、それ以外は関係資料というかたちになっております。

そもそもこのエネルギー基本計画といいますのは、エネルギー政策基本法という2002年にできた法律でございまして、それ以降国のエネルギーの基本的な計画を定めようということで今回第4次の計画になっております。前回は2010年6月ということで震災前のものだったということで、震災後のエネルギーの基本計画というかたちになります。

まず1ページ目に書いてございまして、「始めに」というところでもございますが、ここに書いてあるとおりになんですけれども、この計画の位置付けとしましては2つめのポツにございまして、今後だいたい20年程度の需給構造を視野に入れて2020年くらいまでを集中改革期間という位置付けで制策の方向を明示するという位置付けになっております。それで、もうひとつは、福島事故についてしっかりと向き合って福島の復興再生を全力で成し遂げるとというのが大前提ということをやっております。

それから次の1ポツ、わが国のエネルギー需給構造が抱える課題ということで書いてございまして、(1)の構造的課題というところでもございますが、わが国が抱えるエネルギー上の課題ということで、一番大きな問題としましては海外からの資源に大きく依存しているということで、自給率が極めて低いというのが次のページのグラフがたくさんついて小さくて大変恐縮なんですけど、一番上の2ページ目の上の棒グラフです。各国のエネルギー自給率が書いてございまして、日本が一番右側にありますように、原子力を純国産エネルギーという位置付けにされておりますので原子力を入れても2012年で6%ということで原子力が動いている頃は19%くらいあったんですけれども、世界の中でも極めて資源に乏しい国で海外に依存せざるを得ないということでございまして。

それからもうひとつは中東に依存度が高いということでございまして、政情不安定な中東にエネルギーを依存しているということで、先ほどの棒グラフの下の円グラフにございまして、一番左の原油を見ていただきますと中東依存度が83%。天然ガスはさほど高くはないんですけども、石炭はほとんど中東から入っていませんが原油については非常に中東依存度が高いという問題。それから今後人口減少とか技術革新によるエネルギーの需給構造の変化といった対応というものがございまして。

それから、もうひとつは中国、インド等の新興国の需要拡大による資源価格の不安定化ともうひとつは温室効果ガスの排出量増大ということでございまして、こちら3ページ目のグラフにございまして、小さいですけども今後の世界のエネルギー需要実績及び見通しという棒グラフがございまして、2035年にいたっては、中国が1.5倍、インドが2.1倍くらいで需要が増えていくと。その下の化石燃料価格、原油とガスと石炭と書いてございまして、リーマンショック2008年以降徐々に上がってきているという現状になっております。

それから1ページ目の(2)にあります、福島事故の前後から顕在化してきた課題ということで一つ目は原発の安全性に対する懸念ですとか行政、事業者に対する信頼の低下ということが挙げられると思います。

それから2つ目は化石燃料依存の増大による国富の流失、これは先ほどのご質問の答えにもあったんですけど。それから中東依存度の増大ですとか、電気料金の上昇、温室効果ガス排出量の急増ということでこちら4ページ目のグラフにございまして、これ

は電源別の発電電力量の割合が示されたものですが、震災前までは赤い折れ線グラフであります火力発電につきましては60%くらい、2010年で60%くらいだったんですが、震災以降、原発が止まっている分、化石燃料に頼っているということで90%近くまで上がっているという状況でございます。

それから、その下の貿易収支、経常収支の推移ということで、震災以降燃料輸入が増えいるということで貿易収支は2011年から赤字に転落しております、経常収支につきましてもそれに伴って下がってきているということで、おとといの財務省の貿易統計では2013年度の統計が出ていますけれども、経常収支が今8000億円の黒字まで下がってきております。右側の枠に書いてございますように1年間で3.6兆円の燃料費が増加、費用負担になっているということで、一日あたりに計算すると約100億円の負担増ということでございます。それに伴いまして下のグラフに電気料金の、東京電力さんの例で書いてございますけれど、電気料金が上昇しております、平均的には約20%くらい、これまで震災以降電気料金が上がっているという状況でございます。

次のページ、6ページ目でございます。すいません、ちょっと座らせていただきます。これはエネルギーの政策の基本的視点ということで、エネルギー政策の原則ということで一般的にいわれております、「3E+S」という原則がございまして、エネルギーの政策に必要なものということでまず安定供給、わが国は先ほど言いましたように海外から大きくエネルギーを依存しているということで安定供給、安全保障が第一だということ。それからあとは、より安いエネルギーということでコスト低減、効率性というもの。それから環境負荷低減ということで温暖化ガスですとか大気汚染、水質汚染の少ない環境負荷の低いエネルギー、それから更に今回安全性ということで特に原子力を含めた安全性というものが大原則になってくるということで、この「3E+S」というものがエネルギー政策を進める上で重要なものになっているということでございます。プラス右に書いてありますような国民生活、経済産業を守るためのエネルギー政策ということで、国際的視点ですとか経済成長といったものを考慮しなくてはならないということでございまして、②のイチポツに書いてございますように、各エネルギーの強みが活き弱みが補完されるような強靱で、現実的かつ多層的な供給構造の実現というものが必要になっております。

その下に各国の電源構成の比率2011年の棒グラフが載っておりますけれども、これを見ると各国のエネルギー政策の現状がよくわかるんですけども、日本は震災前までは割りとバランスの良い電源構成を政策的にも図ってきたということでございますけれども、2012年、左から2つ目の棒グラフを見ると化石燃料が増えてきていると。フランスなんかは緑の原子力、フランスも資源の少ない国ということで原子力に頼っているということで79%。一番右にあります、中国とかインドはやはり国内で石炭が取れるということもあって石炭の比率が高くなっているという状況にございます。あともうひとつ真ん中へんにあります、ドイツも最近では再生可能エネルギーを推進していることでもございまして、黄色いところですけども19%の比率で一番高くなっております。

それから次のページですが、8ページですけども各エネルギー源の位置付けということでございまして、最初の1行目に書いてありますけれども、エネルギーのベストミックスにつきましてはですね、原発の再稼働、それから再エネ導入の進捗の度合いを見極

めつつ速やかに今後2、3年以内に定めるという位置付けにしております。あとは各エネルギーごとの位置付けが書いてありまして、再生可能エネルギーにつきましては温室効果ガスも少なく純国産エネルギーということで誰も導入に否定する人はいないと思うんですけども今後3年間、最大限の導入に加速をして、その後も積極的に推進するという位置付けにしております。

それから原子力でございますが、ここに書いてございますように純国産エネルギーということで、安定供給性、効率性、それから運転コスト低減ということでございまして温室効果ガスの排出もないということで、安全確保を大前提として今後の重要なベースロード電源という位置付けにしております。原発依存度については一方で省エネ、再生、再エネの導入、それから火力発電の効率向上によって可能な限り依存度を下げることにしております。

それからそのあとは、石炭、天然ガス、石油、LPといったような位置付けでございまして、次の下のページにベースロード、ミドル、ピーク、それぞれの位置付けが書いてありまして、ベースロードにつきましてはここに書いてありますようにコストが低廉で昼夜を問わず安定的に稼働できる電源ということで原子力を筆頭に石炭ですとか一般水力、地熱といったものが該当することになります。

それから次のページは、エネルギーの需給に関する、資源確保のための政策ということで調達先の分散化ですとか権益の確保、それから供給国との関係強化といったものが書かれております。特に、11ページ目にありますようなメタンハイドレートの開発というものも国内の純国産エネルギーということで特に精力的に今後10年から15年くらいの商業化を目指すということにしております。

それから12ページ目は省エネルギー、これもやはり省エネというのは非常に重要でございまして今後もそれぞれ部門ごとに産業部門、業務、家庭、運輸とそれぞれ省エネの政策を展開していくと。

それから13ページ目にありますようなディマンドリスポンスということで、ピーク時のなるべくピークを減らしていこうということで、このへんのディマンドリスポンスについても積極的に進めていこうという位置付けになっております。

それから次の14ページ目からは再生可能エネルギーについて記載しておりまして、再生可能エネルギーにつきましては今後先ほどありましたが、3年程度を最大限導入を加速するというところまでございまして、今回与党の調整の中で再生可能エネルギーの目標を定めるべきだというような話しが出た関係で、この3つ目のところに目標値に近いかたちで定めておりましてこれまで定めた水準を上回る水準を目指すということで、これまで定めた水準は何かというのがこの下の注意書きに書いてある2020年に13.5%、2030年に2割ですか、20%ということで目標を定めております。

それからあと固定価格の買取制度につきましても安定的且つ適正な運用をしていこうということでございまして、15ページの棒グラフにございますように固定価格の買取制度の導入もありまして、ここ最近再生可能エネルギーの導入割合というのが非常に伸びております。特に太陽光発電、オレンジの部分が増えておりまして年平均13%ということでございます。

それから16ページ目は再生可能エネルギーの導入量でございますけれども。201

2年度から2013年度に対して、これは12月までですけど2割増えているということでございます。

それから17ページに再生可能エネルギーの克服すべき課題ということで、まずコスト高の克服ということで固定価格買取制度の安定的且つ適切な運用。技術開発、出力の不安定性への対応ということで大型の蓄電池ですとか送配電網の整備といったものが挙げられております。立地制約の克服ということで、規制の緩和ですとか環境アセスメントの迅速化といったものを挙げております。

それから次の18ページ目ですけれどもこちらは先ほどの続き、それぞれ再生可能エネルギーの各エネルギーごとの記載でございまして、③番の固定価格買取制度につきましては19ページの図のようなスキームになっておるわけでございます、次の20ページ目に現在の買い取り価格が記載されております。買取価格も賦課金というかたちで消費者から結局は価格を上乗せしているということでございまして、2014年度もkm/hあたり0.75円ということは決まっております、前年度に比べて倍くらい賦課金が上がっているという現状がございまして、21ページ目には特に再生可能エネルギーの導入が進んでいるドイツの記載がございまして、ドイツは2022年までに原発をゼロにするということで政策的に進めているようなんですけれども、やはり固定価格の買取制度というものを導入していて、ここに書いてありますように2014年の賦課金が2000年から30倍拡大ということで、月々一般家庭で2400円の賦課金を払っているということでございます。それからあと太陽光、風力の拡大で天候により出力が変動するという事でバックアップの火力が稼働率がどうしても低くなってしまいうことで電力会社の収益を圧迫しているというような問題がございまして。

それから次のページから原子力関係の話なんですけれども、①番の福島再生、復興に向けた取組みということで、まずは福島再生・復興に向けた取組みがエネルギー政策の再構築の出発点という位置付けになっております。特に廃炉・汚染水対策というのは世界にも前例のない困難な事業で、国が全面に立って一つひとつ着実に取り組むということで、23ページのところに簡単な中身が書いてございます。

それから②番の原子力利用における不断の安全性向上と安定的な事業環境の確立ということで、安全神話と決別して世界最高水準の安全性を不断に追及すると。2つ目にありますように、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準を適合する場合は再稼働を進めるという位置付けにしております。その際、国も全面に立って立地自治体関係者の理解と協力を得るように取り組むことにしております。この一番下の下線に書いてございますが、原子力災害対策の強化に備えた関係自治体の避難計画の充実化を国も支援するという位置付けにしております。

次のページ、24ページは新規規制基準の位置付けということで、それから25ページ目は各原発の現状ということでございまして、現在17発電所48基の原発全て止まっているわけですけれども、そのうち薄く黄色く塗ってあります10発電所17基が安全審査、新規規制基準の適合申請を行っているところでございます。

それから次の26ページ目ですけれども、原子力政策の再構築ということで使用済燃料の問題でございまして、使用済燃料につきましては国が全面に立って高レベル放射性廃棄物の最終処分に向けた取組みを推進していくということでございまして、将来世代が

最良の処分方法を選択できるよう、可逆性、回収可能性を担保するという位置付けにしております。

(2) 核燃料サイクル政策の推進ということで、今後も核燃料サイクルを関係自治体や国際社会の理解を得つつ推進していくという位置付けでございます。中長期的な対応の柔軟性を保持するということにしております。もんじゅにつきましては、廃棄物の減容とか有害度の低減というかたちで技術の研究という位置付けで進めるとしております。

それからその下の④番、国民、立地自治体、国際社会との信頼関係の構築ということで、福島事故で信頼低下したということでここはより丁寧に広聴・広報を進めていくということにしております。多様なステークホルダー、特に消費地なんかでも十分に理解されていないところがあるということで消費地も含めた多様なステークホルダーに対する丁寧な対話、情報共有といったものを取組みを強化することにしております。それから原発の稼働状況も踏まえ、地域の実態に則した立地地域支援対策を推進するというところでございます。これは下の29ページに立地対策予算、今年度の予算が書いてございますが、一つ目の青い帯のところは交付金、みなし交付金というのがこれまで約1000億でございます。それから真ん中の8億円の新規ということで、立地地域基盤整備支援事業とこういった予算を使いながら支援をしていこうと具体的な中身についてはこれから決める予定にしております。

それから27ページは高レベル放射性廃棄物の処分の状況を説明してございまして、28ページは核燃料サイクルの状況を説明してございまして、それから30ページ目は原発の話から離れまして化石燃料の関係でございまして、石炭とかLNG、火力の高効率発電ですとか二酸化炭素回収貯留 CCS 技術の推進といったものが書かれております。

その下の(6)でございまして電力のシステム改革ということで、競争を導入することによって電気料金を抑制しようということで電力のシステム改革を31ページに書いてございまして、3本の柱ということで順次電気事業法を改正しながら電力システム改革を進めているところでございまして。

現在①が既に法案が成立して、②が今の国会に提出している部分で第二段階のところ、小売の自由化のところは国会で議論されているところでございまして。

それから次の32ページ目は国内エネルギーの供給網の強靱化という石油コンビナートとかガソリンスタンドなんかの話でございまして、(8)こちらは二次エネルギー、水素とかの二次エネルギーの話になっております。特にコージェネレーションの推進ですとか、蓄電池の導入といったもの熱利用、②では次世代型の自動車、ハイブリッドですとか電気自動車、燃料電池車といったものを2030年までに5割から7割に拡大するという数値目標を掲げております。

それから水素社会につきましては、水素エネルギーというのは利便性、エネルギー効率に優れて利用時の温室効果ガスがゼロということもございまして、特に低地用の燃料電池、家庭用ではエネファーム、これを2030年までに530万台導入するという目標を定めております。それ以外にも水素ステーションを100箇所整備するとかこういった目標を定めております。

それから34ページ目ですけど、こちらは市場の統合を通じた総合エネルギー企業の創出ということでございます。

(10)は国際協力、4ポツは特に技術開発の推進というのがございます。

それから最後に5ポツで、国民各層とのコミュニケーションとエネルギーに関する理解の深化ということで、ここは原発だけに限らず全てのエネルギーに関する話にはなっているんですけども、エネルギーに関する国民各層の理解の増進ということで科学的知見やデータに基づいた客観的で多様な情報提供体制の確立、それからリスクに対する正しい理解の取組みですとか、第三者から助言を得るアドバイザリーボードの活用ですとか、学校教育におけるエネルギー教育を導入するといったようなことを考えております。

それから最後に、双方向的なコミュニケーションの充実ということで国民各層との対話型の政策立案、実施プロセスを社会に定着させるということで、具体的中身については現在本省のほうで検討を進めているところでございます。

ちょっと急ぎ足になりましたが以上です。

◎新野議長

ありがとうございます。ここでご質問というよりは報告を受けるようなかたちでよろしいですか。次また何点かご説明を受ける内容があるのでここで数分トイタイムの休憩をとらせていただきたいと思いますので、委員が戻り次第再開します。よろしくお願いいたします。

(休憩)

佐藤副会長さんが戻られれば全員ですので始めさせていただこうと思うんですが、運営委員会の概要を委員さん見ていただければお分かりだと思うんですけど、防災というのはとても間口が広くてそれぞれの体験で関心度もとても高い、住民とすると身近な問題だと思います。それぞれに体験上のそれこそ生活感のあるご意見がたくさんあるんじゃないかと思うんですが、今年に入ってから何回か防災に関わるような議論も報告も受けているんですが、福島事故の後、いち早く防災をというような空気も考えもありだったでしょうけど、しばらくは福島の実態が少し共通項で見えてきてそれぞれの部署のところ少し柱を作り始めたあたりがちょうど私たちが全体像をおぼろげながら把握できて議論にちょうどいい時期にあたるだろうということで、昨年まではその議論よりは情報収集のほうに少し重きを置いていた感があります。今年に入ってから、いよいよまた私どもにとって身近な防災のほうに議論を移そうということで1月から徐々にそういう議論を交わしているんですが、3月にはやはり委員さんのいろんな立場と経験があまりにも違うのでなかなかかみ合う議論ができないだろうということで、3月には具体的に現状報告をそれぞれの部署からいただいたというような経緯になっています。

4月あたりから委員さんが意見を述べたりする機会をとということだったんですが、20人の委員が防災というテーマだけで議論すると、とても散漫になるだろうということで、ここ何年かでだいたい4つのテーマが重要なのではないだろうかということで大枠のテーマを掲げさせていただきました。情報伝達、特に初期情報伝達というのは非常に重要だろうということで、今日はそこを中心に取り上げてはいるんですけど、まだまだこれは今日で終わるというわけではないんですが、4つの柱のうち、もうひとつはたぶん

事故が発災したときの避難の状況というのがもうひとつ現実にはとても大事なんだろうということと、もうひとつは起きてしまった後、今福島のことを考えますと以前にはなかった考え方で除染とか賠償とか、そういうようなところの議論をこれまでしてきませんのでこういうことも本来大事だったのではないだろうかという視点がたぶんあると思うんです。もうひとつは、日頃どういう情報を知っていれば防災というのは非常に有効に機能するだろうというのがもうひとつの情報のあり方に大きく関わるのではないかとということで、住民を中心に考えますとその4つが非常に大きなテーマになるだろうということで運営委員会で提案をしまして、今回はその第1の初期情報伝達というところを中心に議論をしようということなんです。皆さんそれぞれの関心度で、4つの中のばらばらのところに第一優先があるかも知れないんですが、今日はぜひ頭の中を初期情報伝達を中心に置いていただいて議論をしていただいたりご報告を受けますので、ちょっと議論の時間が足りなくなるかも知れませんが、このあとまた他の定例会でも時間を割きますので、今日は勉強というか情報収集と自分たちの考え、思いをどう伝えるのかと考えて、それを表明するというふうにしていただければと思います。規制庁からまずご説明をいただいて、そのあと県、市、村の現状の情報伝達の流れということを少し教えていただきながら、そのあと委員さんのお考えというかご質問というのをぜひお願いしますのでよろしくお願いします。

◎山崎原子力防災専門官（規制庁）

原子力規制庁内閣府原子力災害対策室の山崎でございます。

それでは原子力防災ということで私どもからご説明をさせていただきます。

まず始めに私ども、今回「原子力防災について」ということの補足資料とまた情報伝達ということで、資料2種類準備させていただきました。まず始めに補足資料から説明させていただきたいと思います。こちらは前回定例会でご説明できなかった部分、ここを資料として準備させてもらったものになります。この説明に先立ちまして大変私の間違いで恐縮なのですが4ページ目、福島発電所事故と現行のEALとの比較という部分で私、打ち間違い、資料の間違いをしてしまいまして修正をお願いしたいのですが、15時42分に、現行のEALですと施設敷地緊急事態EAL2ということになるんですが、ここに大変申し訳ございませんが、下と同じように新規制基準適合前は5分、適合後は30分という文言を加えていただきたいというふうに思います。適合前は5分、新規制基準適合後は30分というかたちになります。そして下に16時12分という記載がございますが、ここは16時07分の間違いでございます。誤った資料につきましては次回の定例会で再度配布させていただきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。16時07分です。

それでは補足説明資料ということで説明のほう入らしていただきたいと思います。まず始めにEAL設定の考え方ということで、EAL設定については時間を設定して考えたのかとそれとも施設のことを考えたのかというご指摘がございました。

◎事務局

山崎さん、資料5がふたつあってどちらか、よくわからないという方がおられると思うので、もう1回説明をお願いしたいんですが。

◎山崎原子力防災専門官（規制庁）

はい。「原子力防災について 26年4月9日定例会補足資料」ということでございます。そちらでご説明させていただきたいと思います。

◎新野議長

すごく薄いほうの資料ですね。

◎山崎原子力防災専門官（規制庁）

5月14日付けのものでございます。一番最後のページにスピーディのネットワークの絵が入っているものです。すみません、資料がごちゃごちゃして。よろしいでしょうか。皆さんお揃いのようなので座って説明させていただきます。

まず、時間なのか施設なのかということもご説明、ご質問については、こちらの原子力災害対策指針の6ページ目に上から3行目になりますが下線が引いてある部分、基本的にはEALの考え方につきましては原子力施設の状況に応じて設定するというふうに記載がされております。ですので時間を想定して設定されたものではないということでご了解いただきたいと思います。

そして、2つめのご質問でございました、警戒事態EAL1、EAL2、EAL3これを福島事故と比較したときにはどうなるのかということで、こちらで整理をさせてもらったものが4ページ目というかたちになります。まずはじめに、3月11日、地震が発生した場合、震度6強ということですので、まず警戒事態EAL1ということに該当になります。新しい指針、現行ではEAL1というかたちになります。また大津波警報、16時49分にごございましたのでEAL1に該当するというごでございます。

その後、15時42分に10条通報がなされました。ここは先ほどご説明させていただきましたが、施設敷地緊急事態EAL2ということに規制基準適合前は5分、規制基準適合後は30分ということで、まだ東京電力さんにおきましては新規制基準に適合はなっておりませんので、15時37分からの5分後、施設敷地緊急事態EAL2というかたちになります。

そしてここから若干違うのですが、16時07分、いわゆる新規制基準適合前は30分、交流電源が喪失して30分後になりますとEAL3というかたちで全面緊急事態になるというのが現行の指針の考え方でございます。従来の規定、従来東京電力さんの15条通報につきましては、非常用炉水冷却装置注水不能ということで16時45分に出されておりますが、新しい現行のEALというかたちになりますと、いわゆる16時07分、地震発生から1時間21分後に15条通報がなされるというのが比較した結果でございます。

実際に緊急事態宣言が発出されたのは若干19時03分というかたちになっているんですが、こちらについては本来であれば速やかに緊急事態宣言が出されるというふうには理解しているところではございます。

5、6、7ページにつきましては旧規定と現行の規定、こちらの比較表を付けさせていただきましたので後ほどご確認いただきたいと思います。

続きまして9ページ目、スピーディのことについてでございますが、スピーディのいわゆるポンチ絵というものを準備させていただきました。まず9ページ目でございますがスピーディにつきましてはいわゆる関係省庁、道府県、それとオフサイト、日本気象協会とがネットワークで結ばれております。原子力発電所で事故が発生して放出源情報

が得られた場合、その値を基にした予測計算を行うというものです。ネットワークを介して原子力規制委員会、関係道府県、オフサイトセンターに迅速に提供される他、ホームページで公表されるということになっております。ですから現行の原子力災害対策指針、ここにおきましては、原則、避難につきましては緊急時モニタリングの結果に基づいて防護措置を実施するということになっております。ですのでスピーディの扱いというかたちにつきましてはいわゆる参考として活用するという記載ということになっております。

10ページ目にはポンチ絵的に矢印で、情報が流れますというものをわかりやすいように整理させてもらったというものでございます。スピーディ情報につきましては原子力規制委員会、原子力災害対策本部、オフサイトセンター、地方公共団体に情報伝達されると。そしてホームページを介して周辺住民の方にもご覧いただけるような準備ということとさせてもらっているところでございます。

説明が前後して大変申し訳ございませんが、新旧対照表の6ページ目、7ページ目に赤字でいわゆる6ページ目については(4)、7ページ目については(6)ということとちょっと字の色を変えさせてもらっておりますが、こちらは現行のEALで、この時間でEAL2になる、EAL3になるというものをわかりやすくするために色をつけたということでございますので、そういうかたちでご理解いただければというふうに思います。

続きまして情報伝達ということで、今度は5月14日付の原子力防災について(情報伝達)ということで本来の議題であります情報伝達を説明させていただきます。

まず1枚目めくっていただきまして、警戒事態時いわゆるEAL1の連絡体制ということでございますが、こちらの表の通りとなっております。

まず原子力事業者から情報提供をいただくと。そして規制委員会から内閣官房、そして指定行政機関に情報伝達がなされます。また併せまして、規制委員会からオフサイト、そして新潟県、PAZ、UPZ市町村に伝達されます。そして新潟県さん、PAZ、UPZの市町村さんから住民の方に情報伝達されるという流れということとです。基本的にはこの段階では原子力発電所の故障、または自然災害に起因する原子力発電所等の異常という情報が伝達されるということになります。方法としましてはFAXですとか、有線電話、または衛星携帯電話、テレビ会議システム等々が準備されているところでございます。

ページ3枚目になります、EAL2いわゆる原災法10条の連絡体制というかたちになります。まず原子力事業者につきましては、原災法に基づきまして10条通報がなされるというかたちになっております。10条通報につきましては内閣府、官邸、原子力災害対策本部、オフサイトセンター、新潟県、そしてPAZ市町村というかたちになります。失礼しました、立地市町村、刈羽村、柏崎市というかたちです。UPZ市町村につきましては新潟県さんから情報伝達がなされるというものになっております。

情報の流れということにつきましては、この絵の赤い矢印のとおりいわゆる規制庁の原子力災害対策本部からオフサイト、新潟県、PAZ、UPZ市町村に連絡伝達がなされると。ですが、EAL2のときにつきましては、要援護者の避難ですとか避難準備要請というものが行われるということになっております。そこの要請のラインにつきましては原子力規制庁の原子力災害対策本部から新潟県、PAZ市町村に要請がなされるということになっております。それが緑の線ということとご理解いただきたいと思います。

住民の方々等の連絡につきましてはこちらは変わらず、いわゆる市町村さんから住民の方に伝達がなされるというのが EAL2 の連絡体制となります。

そして最後 4 枚目、全面緊急事態になった時の情報の伝達のラインの流れですが、こちらも基本的には EAL2 の連絡体制と変わりありません。事業者さんにつきましては原災法に基づきまして各原災本部、オフサイト、新潟県、PAZ 市町村に伝達がなされます。また UPZ 市町村さんにつきましては事業者防災基本計画に基づいて伝達がなされると。そして情報の流れにつきましては、赤い線、緑色の線というかたちで情報の伝達が 2 系統準備されているというものになります。

基本的には原子力災害対策本部からオフサイトセンター、新潟県、PAZ 市町村と。新潟県さんから UPZ 市町村さんに伝達がされると、それと併せてもし万が一、オフサイトセンター、新潟県さんのオフサイトセンターが機能しなかった場合、新潟県さんから UPZ、PAZ 市町村さんに伝達されないという場合というのも想定されます。その場合につきましては、原子力災害対策本部から直接。オフサイトセンターが機能しない場合につきましては新潟県さんへ。そしてオフサイトセンターも新潟県も機能しないという場合につきましては PAZ、UPZ 市町村さんへ直接、原災本部から伝達がされるというラインも準備されているということでございます。EAL2、EAL3 につきましても伝達系統が 2 系統準備されているといずれのところについても皆さんのほうに、市町村さんには確実に伝達させていただくというラインは整備しているということをご理解いただきたいと思います。私からは以上でございます。

◎新野議長

はい、ありがとうございます。次には新潟県さんお願いいたします。

◎須貝原子力安全対策課長（新潟県）

新潟県からご説明をさせていただきます。座ったままで失礼いたします。

今ほどそれぞれの事態における全体の情報の流れにつきまして山崎防災専門官からご説明がありましたので、私からは右肩に新潟県という白抜きの防災局原子力安全対策課でつくってあります、「原子力災害時における情報の流れ」で簡単にご説明させていただきます。

これは、先回のこの地域の会でお配りいたしました「広域避難のための行動指針」の中から抜粋したものです。全体の流れは、今ご説明がありましたので、この紙の真ん中からちょっと下のところに県原子力災害対策本部、県庁とあるところからの情報に流れについて簡単にご説明いたします。

私たちのところに入ってくる情報につきましては PAZ、UPZ、PPA、つまり全県の市町村に対して情報は流していきます。これと同時にホームページですとかツイッター、エリアメール、テレビ、ラジオ等いろんな手段を使って県民の皆さま、各市町村の住民に、県民の皆さまに直接情報が行きわたるといような仕組みを考えております。

防災計画の中では迅速且つ的確な情報提供と情報の一元化、多様な媒体の活用ということをおいておきまして、いろいろな媒体を使って一元的に情報提供をしたいということで、昨今では公共情報コモンズによる情報伝達ということで、新潟県の情報を公共情報コモンズというシステムの中で情報伝達者に一元的に行きわたるといような方法を使いまして、避難勧告ですとかそういったことをお伝えできるような仕組みを整えてやってい

るところです。

簡単ではございますけれども県といたしましては一元的に住民の皆さんに素早く情報が行きわたることが非常に重要だと考えておりまして、そのためのいろんなツールを使って取り組んでいるところです。以上です。

◎新野議長

はい、ありがとうございます。じゃあ柏崎市さんお願いします。

◎関矢課長代理（柏崎市）

柏崎市の防災・原子力課の関矢です。資料はお手元の「柏崎市の情報伝達手段」という資料になります。

一枚めくっていただきまして、今ほど国、県の方々から主だった事故の情報伝達の説明がありましたので、市はそういう情報を受けまして、住民の皆さまにどういう情報の伝達手段があるかということで、1ページ目には伝達体制のポンチ絵になっておりまして、中ほどの国の原子力災害対策本部からオフサイトセンターで国、県、市の情報収集なり各防災関係機関が集まっておりますので、そこからの事故の情報、災害情報の共有を図ったものが柏崎市におりてまいります。それらに基づいて市の決定事項、事故の情報等を報道機関に対して報道要請を行うと共に、柏崎市の情報伝達機能ということで、ここに具体が書いてありますが、2ページ目を見ていただきますと個々具体的な情報媒体ということで、市も市民の皆さんに的確に情報が伝えられるよう日々整備に努めているところでもあります。

災害の状況によって情報媒体も被害を受けてなかなか伝達できないというところもあるかと思いますが、必要な時に必要とする情報を確実に伝えられるように、日々方法の多重化等に現在努めているところでもあります。代表的なものとして、今具体的に整備が終わっているものが①から⑨ございます。

①の防災行政無線、これは屋外のスピーカーであります。②は各家庭に整備をさせていただいています個別の防災行政無線です。それと③につきましては、聴覚障害のご世帯の方に FAX とフラッシュライト、放送が鳴ると放送内容が紙ベースで入手ができる特殊な装置を配備しております。そして防災行政無線で流した放送内容につきましてはフリーダイヤルで聞くことができるということで、これらは災害に関わらず日々防災行政無線での放送をしておりますので、このへんはフリーダイヤルかけてみたことがないという方がいらっしゃるかもしれませんが、何か放送があったときには無料、0120になっておりますので確認のため聞いていただければと思います。

⑤ですが BSN のデータ放送ということで、テレビのリモコンの d ボタンを押していただきますと市町村の情報というコーナーがありますので、その中で柏崎市を選択していただきますと常時ですとイベント情報、防災行政無線での放送内容が見れるようになっております。これも災害時、電気がきている、きていないという状況もありますので、こういう情報を日々見ていただければと思います。

⑥コミュニティ FM 放送との臨時災害放送の協定を結んでおります。放送局からの放送要請もありますし、市役所の3階に緊急放送設備も常時設置して放送できるという状況になっております。

あと防災情報ということでメール配信、これにつきましては、あらかじめ登録してい

ただかないと配信されないというものであります。たとえば日々防犯メールですとか流しておりますので、できれば登録をお願いしたいと思います。それとホームページにつきましては、災害時には災害の情報を流すということになっております。

⑨についてはエリアメール、NTT ドコモさんの商標であります。緊急速報メール、これはソフトバンク、KDDI。前回の原子力防災訓練で柏崎市として初めてこれを流したということで、今後の訓練においてもこういう訓練を盛り込んでいきたいと思っております。ただ携帯電話等の機種によりましては、古い機種だと受信できない、それと各社さんの携帯でもあらかじめ設定しないと地震での緊急速報メールより1ランク下なものですから設定しないと入らないという状況もありますので、取扱説明書等をご確認いただいて、日々柏崎市は通常においてもこれらの情報配信を行っておりますので情報を待つということではなくて取りに行くということも考えていただければと思います。

次に3ページをお願いいたします。3ページにつきましては柏崎市においても震災、水害等不幸にして経験しております。それらの反省を踏まえまして、地域においても情報の共有ですとかそういうものに取り組んでいただいて、今回原子力災害時におきましては、右上の柏崎市の災害対策本部から青い線で下がっておりますが、各コミュニティセンター、現在地区防災会の拠点ということで位置付けをさせておりますし、活動も順次進めていただいているところですが、市からは緊急時地区派遣隊という市の職員が複数名、市の情報を伝える情報連絡員として派遣することによって地域の情報の收受と本部からの情報の情報指示の伝達を行うということに防災計画修正で記しております。

コミュニティには各町内会、または町内会で自主防災会を設立されている複数の地域がぶら下がっておりますが、コミュニティセンターと各自主防災会さんとの関係、情報收受と伝達と要配慮者への避難支援ということで取り組みを始めていただいております。

万が一の原子力災害時、PAZにつきましては先ほどありましたようにEAL3、15条通報を受けると即時避難という行動になりますので避難先の自治体、これはあらかじめ定めるということになっておりますし、市も広域避難のための先遣隊を派遣しまして、受け入れ自治体と連絡調整及び避難者の受け入れの準備を行うという体制になっております。

4ページにつきましては、今ほどコミュニティーセンター、地区防災会の活動のために柏崎市では平成23年から柏崎市地区防災会議ということで各コミュニティセンターに行きまして、平成23年ですと災害時要援護者対策の現状と課題と、平成24年度につきましては避難所開設、運営のあり方。平成25年度につきましては災害時における情報伝達共有のあり方ということで、31のコミュニティセンター、1年に1回なんですけど回りましてこれらの課題に対する協議、並びに問題解決を今後どうしたらよいかということで行政と地域の方で各テーマに沿って協議検討を行ってきております。

そして現在コミュニティセンターにおける通信環境と通信手段の整備ということで現在情報共有のために日々使っておりますが、グループウェアとして、ジョウルリ(Joruri)という独立した回線での日々の情報伝達等のラインを構築してあります。

さらに災害用の特設電話機、こういうものを整備するとともに、現在IP電話の設置

ということで、今までですと MCA 無線という無線機があったんですが、電波法の改正に伴いまして IP 電話に移行してきているということで、柏崎市も孤立集落ということでなかなか電話と防災行政無線等が寸断するというので、これから 31 のコミュニティに整備するわけですが、高浜地区と米山、上米山、そして高柳の一部にはこの IP 電話が整備をしておりますし、日々通信連絡のテストもさせていただいているところであります。

今後につきましては、やはり市の行政からの一方的な情報の提供ということではなかなか伝わらないということで、地域の皆さまと一体となった連携が必要だということでこの問題解決のために日々、地域の皆さまと協議検討を進めているというところでありますのでご理解いただければと思います。以上です。

◎新野議長

はい、ありがとうございます。刈羽村さんはございますか。

◎太田総務課長（刈羽村）

刈羽村役場の総務課の太田でございます。本日刈羽村では資料を用意しませんでした、129回のおきにお配りした刈羽村の資料の裏面に載っております、通信連絡手段というところでご理解いただきたいと思います。

刈羽村におきましては、無線ということで屋外無線機と全世帯に配備してあります個別受信機の無線の連絡網、それから有線でケーブルテレビと IP の告知端末とノウシュウ電話といいたいでしょうか、IP の電話で各世帯に全て有線電話が入っていると。昔でいうノウシュウ電話ですね、が入っているということでそれらを連絡手段としております。

またホームページ、防災メール、今ほど柏崎市さんで説明がありましたが、防災メール、それから緊急メール、エリアメール等々は今柏崎市さんのご説明の通りでございます。

あと、他の手段としましては広報車で現場を回るということになるわけですが、その広報につきましても消防団に全団に防災無線等が設置してありますし、専用の消防無線、無線機がそれぞれ設置してありますので消防団の手を借りながら広報の活動をしていくことになります。

また自主防災組織、これは実際区長さん方が 20 集落全ての区長さん方が自主防災組織の長になるわけですが、その方々との FAX 通信と電話登録、今ほどの IP 電話等の内容で避難誘導等していただくという手はずになっております。

その他、国、県との連絡はさきほど説明を受けたとおりでございます。以上です。

◎新野議長

ありがとうございます。今日は、スケジュール的には皆様のご意見を伺う時間はまず全くなかないかなと思っていましたけど 15 分ほどありますので、これで終わるわけじゃないんですが、一人でも多くの方が今の感じで何か発言や要望がありましたらと思います。

情報伝達ですが、市と村まで国からの大きな流れのお話しが規制庁と県からありましたけど、それと市と村から今度は私たち住民の側に流れる情報というのがたぶん大きく分けられるんだと思うんですが、今度は最終決定である私たちが今までの報告や福島のことや中越沖、中越地震、ああいうものの経験でどういうことを願うのか、期待するの

かということが発信できればいいなと思っていますので何かご意見がありましたら、今日の時間をお使いいただく方、手を挙げていただけますか。

あの少し、私どものところにどういうふうにリアルに情報が流れてというのは、これまでの防災の中ではなかなかイメージができなかったと思うんですが、いろいろな経験を踏まえて、自治体の方たちがいろんなふうに今努力されているところだと思うんですけど。多重の器械、今ご説明ありました、たくさんの無線や携帯電話や現実的にはそれがどういうことになるんだろうという疑問もあるんじゃないかと思うんですが、非常に単純な質問やそういうことがいいんじゃないかと思うんですけど。

はい、石坂さん。

◎石坂委員

はい、それでは石坂です。柏崎市さんにお伺いをしますけれども。今ご説明をいただいた住民への伝達方法、細かくいろいろ今情報媒体のご説明をいただきました。

これらを使って、3ページに情報伝達体制というようなことで明示をいただいておりますけれども、市の災害対策本部から各コミセン、また地区の自主防災会を通じて各町内への伝達というようなかたちになっていますが、これはPAZ圏内の町内会とそれ以外のところと全く同じ体制で、という理解でよろしいのでしょうか。

◎関矢課長代理（柏崎市）

柏崎市関矢です。3ページ目の地区コミュニティ等への情報伝達体制というものは、PAZ、UPZ隔たりなく同じ体制で行うということであります。

◎石坂委員

そうなった時にですね、情報伝達の内容とかによって、PAZ圏内だとEAL3で即時避難というようなかたちでそれ以外は屋内退避と、そのへんの混乱が生じるというようなことはないでしょうか。特に当事者の方、今日委員さんでもいっぱいいらっしゃるのそのへん私はちょっと違いますけど、不安に思われないのかと思うんですが。

◎関矢課長代理（柏崎市）

PAZ、UPZの対応の仕方については、これから自分の地域がどこなのかということについて、我々説明会等で説明に回りますので、そこを十分に理解していただいて、先ほどから面倒なEAL1、2、3だとかいろいろ出ておりますけれども、具体的にどういう時にどういう対応を取ったらいいのかということをごこれから丁寧に説明させていただきます、理解を深めていただかなければ、情報を出してもこれが自分に対する情報なのか、違う情報なのかというところの選択もできないということになるかと思っておりますので、そういうところで住民の皆さんからも協力をしていただければと思います。

◎新野議長

そうですね、はい。高橋さん、高桑さん。

◎高橋（優）委員

発言に関連していることなんですが、例えば福島では避難指示が最初3kmでしたかね、それから10km、つまり結果として段階的な避難になったわけですね。ただ福島でも指示された地域の外にいる人も実際に逃げているわけでしょう。その人たちは、今賠償が切られたり差別を受けているわけですが、国民はすでに福島の事故を知ってしまったわけですから。福島の事故を知る前であれば、段階的避難ということも功を

奏するという可能性はあるのかも知れませんが、国民はすでに福島事故を経験してしまったから、次に事故が起これば避難できる人は指示を待たずにですよ。

今言われたようにホームページ、ツイッター、このいろんなメディアを使って PAZ、UPZ、PPA の区域にいる人たちに平等に情報を伝えることになったわけですよ。そうなった場合には避難指示を待たなくたって UPZ の市民だって逃げてしまうわけですよ。その時の混乱というのは非常に想像するに余りあるんですけど、段階で避難を考えていた場合には避難なんかできませんですよ。そう思いませんか。

◎関矢課長代理（柏崎市）

福島事故を目の当たりにしているんですが、当然のごとく情報が来なかったりという不安なところから始まっているかと思います。ですから我々もそういうお気持ちは重々承知しておりますので、情報の出し方、情報の伝え方、情報の内容をやはり十分理解して行動をとっていただきたいということで、市民の皆さんといろいろご意見も交わしながら、理解していただくしかないのかなというふうに思っております。

◎高桑委員

高桑です。情報伝達の一番の要は、この国からも柏崎市からも刈羽村からも共通していえることは、原子力事業者からどれくらい正確に迅速にきちんと国なり新潟県なりに、伝わる。それがどれくらい正確に迅速に伝わるのかという、そのところが私は初期情報伝達では一番の心配だと思っています。

今それぞれお聞きするといろんなことを考えてくださって、柏崎市内、あるいは国の流れの中でもかなり綿密な流れができていますと思いますが、一番肝心なところについてどうなんだろうと。例えば、原子力事業者から EAL1 で連絡体制が入ったときに原子力規制委員会がすぐにその事業社の中に入っていくのか。例えばここでいったら三和町にいらっしゃる内藤さんたちがすぐに柏崎刈羽原発の中に入っていく状況と一緒に、事業者と一緒に把握できるのかどうかと。そういうところの流れはどうなんだろうと。事業者からの報告を待つだけというのについては初期の情報伝達の中で非常に心配な点に思われます。

例えば、今の汚染水の問題についても事業者から必ずしも迅速に正確に連絡が来ているというふうには言い難いこともたびたびあったと思いますし、その辺を考えてみるとここが一番要かなと。そこをどういうふうに工夫してくださるのかと、どういうふうなことを考えたらそこが本当にきちんとできるのか、そこがきちんとできなければ、その下の連絡体制がどんなに綿密になされていても避難の体制がやはり後手後手に回っていくのではないかと。事業者と国にくる、あるいは県にくる市にくるというそのつながりですね、そのところについては原子力規制庁としてはどんなふうなかたちで関わっていくのか、そこを質問がてらお聞きしたいんですよ。お願いします。

◎内藤柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

はい、規制庁内藤です。まず、事業者から正確な情報がくるのかということについては、そこは反省があって。どういうかたちの通報をしなければいけないのかということについて規制庁と事業者の間で整理をした上で今後きちんとすり合わせをしていくのかたちになります。

一方で、規制庁側で情報収集ということですけども EAL1 とありますけれども、この

段階で柏崎ですとうちの事務所の人間が東京電力さん、発電所のなかに緊急対策所のほうにすぐに最低1名は行くというかたちになっています。

福島のとときに起こったことは、福島のとときにも行ったんですけども携帯とか地上波、通信とか一切使えない状況になってしまったというところで、規制庁側、当時の保安院ですけれども保安院側の現地の人間との通信手段が途絶えてしまったというのがあります。東京電力さんはサイトと本店を結んでいる自社回線があったので、そのところを復旧かけて連絡ができたんですけど、国側のところで回線がなくなってしまったという反省があります。ここで今電力さんと我々のところとか東京とか実際結ぶ回線、専用回線がありますけれども、それについても我々の回線として発電所内に設けるというかたちですすでに設けているというかたちで行っております

◎高桑委員

そうすると、そちらからいただいたこの図の中の原子力事業者のところに、例えばそこに規制庁とかそういうものが入っていると考えるとよろしいわけですか。あくまでもこの図をみると、事業者からというかたちになっていてそこに規制委員会、規制庁の誰かが入ってどうだこうだということは見えてこないんですけども、私はやっぱりそれを見えるようなかたちで表示していただけたらいいのではないかなあとと思いますけど。

◎内藤柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

今、山崎から説明しているこの資料については、通報の流れというかたちですので、法律上の義務というかたちでは事業者が通報しなければいけないというかたちになっています。一方で、その部分で通報の状況と齟齬はないのかどうかということを確認するために規制庁としては人を派遣するという体制をとります。

◎高桑委員

そこに入った規制庁からもきちんと情報が事業者と相談したというか、事業者と一緒に見た上での情報が流れてくるんだと思いますけれども、そこに入った規制庁のメンバーはその情報を責任をもってきちんと流すと、流す責任をきちんと明確になっているんですね。

◎内藤柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

そこは我々の業務マニュアルの中できちんと得た情報についてはきちんと流すというかたちでのルールはできております。

一方で、この EAL1 の状況ではないですけども、本当に EAL2 とかの状況になってきますと、電力さんの本店にも規制庁から人が入るという体制をとるかたちにしております。事業者さんの連絡というのはサイト側のほうで、サイト側の緊急時対策所があるんですけども、そこに各プラントの情報が集約されてそこで情報集約したものを東京電力さんの場合ですと、本店と共有をして連絡をするというかたちなんですけども、サイト側の緊急時対策所については、事務所のメンバーが入ってどういう情報が入っていて、どういう進展のパラメータの変化がおこっているのかということについて全部見れるかたちになっているということです。

◎新野議長

関連でしょう。はい。

◎武本（和）委員

今の一連の説明で新潟県と柏崎市、刈羽村はテレビに流す、いろんな手段で住民に連絡するというのが読み取れるというか説明がありました。しかし国、東京電力がそういう広く伝えるみたいなのが地方自治体にしかないのかどうかということも福島との関係で聞きたいんです。それは福島ときには、総理大臣とか官房長官が繰り返しこういう事態だということを書いていたわけですか。それがよかったかどうかは別にして、そういうものはこういう制度の中に表示されるんですか、あるいは県しかそういうことはやらないことになっているんですかというのが質問です。それは国と東電に対して万が一の時にそういう連絡はどうなるんですかというのが質問です。

◎内藤柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

規制庁の内藤です。国の情報の流し方ということですがけれども、今おっしゃられたように、官邸でも必要な場合についてはきちんとプレス会見を行ってプレスに情報を流してもらおうということをやりますし、規制庁としてももうちょっと詳しいパラメータの話とかということについては記者会見で流します。

現地側はどうなのかということですが、オフサイトセンターがありますけれども、そのところで報道の方に集まっていたいただいてこういう状況になっているということについては説明をして、報道の方に情報を流していただくことをお願いするというかたちになります。

◎武本（和）委員

半分わかったんだけど以前もというか、福島以前も一応そういう体制にはなっていたわけですね、ところがそれが機能しなかった。その対応策というのは、考えられることはすでに全部手を打ってあるんでしょうか。

◎内藤柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

はい、規制庁の内藤です。福島の際にきちんとした情報があまり流せない状況が暫く続いたというところはあるんですけども、そこは先ほど言ったように現地と東京電力さんからの情報についてがあまりきちんとできていなかったというところと、現地からの情報を仕入れるツールという手段が途切れてしまったというところがあります。ですので東京電力さんの本店さんから報告を受けた内容を聞いて判断をして情報をプレス発表していたというのが福島の際の状況なんですけれども、その部分ですと正確な情報というのは抜け落ちる可能性がありますので、その部分については国の人間が、きちんと国として連絡できる体制と通信手段をきちんと確保するということと、緊急事態になった場合については、本店側にも規制庁の人間は入りこんで本店側でどういう議論がされていてどういう判断をしているのかということについても本店側でその情報をきちんと把握できて規制庁として情報をすべて吸収できるようなかたちにするという体制をとるかたちで改善をしております。

◎室星防災安全部長（東京電力）

すみません。東京電力の室星でございます。1点ちょっと補足させてください。今、内藤所長のお話もございましたように、まず私ども東京電力から正確に迅速に情報をお伝えするということが根幹でございます。そういう意味で、福島第一の際には現場の状況を正確に把握できなかつたところがひとつ大きな反省でございます。そういうところはハードも含めもしくは運用も含め今改善を進めているところでございます。

規制庁の方に伺います。10条通報とか15条通報とか出てから避難するまでの時間というのはどのくらいあるのか聞きたいですし、オフサイトセンターから現地に行って確認するという話しでしたが、原子炉の中の燃料のあたりの部分が出ていると放射線とかが出て人が近づけないと思うんですけど、そういう場合はどうするのかということと、福島の場合では無線はいっぱいあったんですけど、周波数がみんな同じ無線で混乱して伝達ができなかったと本に書いてあったんですけどそのへんはどうでしょうか。

◎山崎原子力防災専門官（規制庁）

規制事務所、山崎です。10条通報、15条通報を受けてから避難までの時間ということですか。10条のときにつきましては施設敷地の要援護者の方々、安定ヨウ素剤を飲めない方々とか三歳以下のお子さんとかそういう方々に避難していただきましょうと。15条の時につきましては全面緊急事態ですので即時避難ということで私ども指針に記載させてもらっているところですが、実際に情報伝達されてから実際に避難までどれくらいかといわれますと、それぞれの置かれている方々の環境によるものというふうにはしかお答えできないんですが、できる限り速やかに避難していただきたいというのはありますけれども、それは時間によって。

◎内藤柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

規制庁の内藤です。少し補足しますと、おそらく避難の連絡がきてから実際に避難が終わるまでどのくらい時間がかかるのかというご主旨かと思うんですけども、その部分については地域の実情によってだいぶ違ってくるというふうに考えています。人数が少ないところでは当然すぐ終わりますし、人数が多いと時間かかりますというところは感覚的にはお分かりいただけると思うんですけども、どういう避難の方法を使うのかということとの組み合わせで柏崎、新潟の場合ですと自家用車もというかたちになりますけれども、使うというかたちで計画されていると認識していますけれども、その場合、道路がどのくらい渋滞するのかとかどの経路をつかうのが一番効率的なのかということについて検討したうえで、どこを改善していかなければいけないのかということを考えていかなければいけないというふうには考えています。

その部分については内閣府で自治体のほうに交通シミュレーションを行うための予算というのを交付しております。それを使っていただいて、地域の実情に合わせてどういうことが起こって、どういうふうに改善すればいいのかということについての検討を進めていただきたいということで、内閣府で自治体のほうに依頼をしているという状況にあります。

オンサイトに行けるのかということですが、オンサイトには行きます。我々、行きます。

まずは10条という緊急事態、警戒事態が発生した段階ですので、まだ線量が上がっていない状況に基本的にはなります。その状況の段階でサイトに入ってしまったら確認するということです。燃料が出てきた時に線量が上がってくるのではないかとということですが、その部分についても、線量は上がってはきますけれども全く発電所に近づけないという状況ではありませんので、そこはきちんと遮蔽をきちんとやったりとか線量が高いところの移動時間を可能な限り短くするような移動を

考えるとかというかたちで現場での活動を行うということです。それは事業者さんも同じようなかたちで考えて現場での活動を行うということになります。

◎山崎原子力防災専門官（規制庁）

最後の無線のかたちなんです、国のほうで情報伝達、通信連絡体制のほうで国から基本的に使うものは有線電話、FAX、衛星携帯電話等々になるんですが、無線というもので国から自治体さんに伝達するというツールは元々ありません。無線で混乱が起きたということについては。

◎内藤柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

すみません、規制庁内藤です。無線のところで混信が起きてうまくできなかったところをご質問ありましたけども、それは事業者さんのほうで現場との連絡を行うために、通常は発電所は PHS とかそういったものを使うんですけども、そういったものが電源が落ちて使えないということが福島で起きましたので、東京とかいろいろ無線機をかき集めて現場との連絡をしようとしたときに、周波数が一緒に混信してしまったというのが起こったというのは我々も認識しています。

その部分については、事業者さんへ規制要求としてかけていますけども、そういうことがないようにきちんと現場との連絡手段ができるようにということでの要求をかけています。

基本的には今どういうことがやられているのかと我々が今認識しているのは、PHS が基本なんですけども PHS の電源が落ちないようなかたちでバッテリーを強化したりとかそういうかたちで通信手段の確保、増強を図っているというのを認識していますし、そのほかの無線のツールについても混信しないようなかたちできちんと管理をすることで運用を行っていかうということでも検討されているというふうには認識をしております。

◎新野議長

竹内さんが最後でよろしいでしょうか。徳永さん、それとじゃあ手が上がった人はみんなやりますね。はい、その3名で。

◎浅賀委員

浅賀です。要望といいますか、感想も含めてですけども。今日説明をいただいた原子力災害についての情報伝達ですが、だいたい複合災害になるのではないかという予測ができます。私ども住民は、体感した地震について大きな地震を体験してそれについてパニックになっているかと思うので、原子力災害が今までは原子力発電所のことが二の次になっていたように思います。情報伝達のほうも災害対策本部というのが自然災害のほうの対策本部というのがやはり別にできるかと思えますし、そちらのほうはこちらにして行政機関は気象庁とか消防庁とかそちらのほうになるんじゃないかっていうふうに思うんですけども図式がまた違ってくるのか、そこで優先順位がどうなるのかということもひとつ不安の要因になります。家が倒壊したり、テレビが見えなかったり、また今ほどいろいろ無線等もありますし、携帯が通じないとかそういう中での情報の得方とかそういうところまでもできたらお考えいただき、また一歩踏み込んだ情報伝達もお願いしたいかと思えます。以上です。

◎竹内委員

竹内です。さっきまでしゃべるつもりじゃなかったんですけど、それこそ冒頭に県の課長さんが来られて謝罪していただいたんで蒸し返すまいなんて思っていたんですが、今、情報伝達の話しを始めから聞いて、「なんか頭に入ってこないなあ、なんか全然はいつてこないなあ」と思ったんだけど、やはりヨウ素剤の一連の事件を聞いた時に私自身はすごく「なんだかなあ。僕もこの会に長い時間を費やして、ない頭をしぼってヨウ素剤についてもみんなで議論したと思うんですが、僕らの努力というのはなんだっただらう、信頼関係って何なんだらう」というところで一連の情報が頭に入ってこなかったんです。

昨日、若手の経済人の集まりがあってそこでもそういう話題が出たんで、みんなの感想を聞いてきたんですが、「県からしてみれば柏崎刈羽なんて今のところ二の次なんだ、政策の二の次なんだ」というような悲観的な話が多く聞かれました。そういう私、多感な若者ですけれども、この避難計画そのものは、大衆心理を扱う高度な戦略が必要な分野だと思っています。そういうところで信頼関係というのがまず第一に立たないと。私、これを聞いた時に初めは「こうは言っても、たぶん自分は子どもを連れて逃げちゃうな、先に逃げちゃうな」と思いました。それこそ前に、金と命とどちらが大切なのかという話がありましたけどもそれ以前の問題で、もう少し地域の住民の気持ちを汲んだ政策を、政策というかひとつひとつ。今回ひとつだけの事象が、私の個人の心理にこれだけ響いてくるとは思わなかったものですから、そのへんは猛省をしていただきたい。

それから話題がずれますけども若者経済人として、「柏崎なんか二の次なんだろう」という言葉というのはすごくいろいろな意味が含まれていて、柏崎市の今の経済の景況感はいかに悪いです。実際、有効求人倍率なんかで見ると新潟県の平均を大きく下回っていると、こういわれるんですよね。事実、うちも会社で求人を出していますが、ひとりも来ないです。若者なんかひとりも来ないです。こういう中で、本当に立地地域ってなんなのか、もう一度県や国の皆さんに問うていただいて、本当に金も命も非常に大切なんです。金をくれとは言わないけど、我々がここで持続可能で生きていくために稼ぎ続ける仕組みは非常に大切なんです。こういったことを二の次にしないで最優先として国のエネルギー政策も関わっていることですので、ぜひ一生懸命取り組んでいただきたいと思いました。よろしくをお願いします。

◎山崎原子力防災専門官（規制庁）

原子力規制事務所の山崎です。今、竹内委員、また先ほど高橋委員から福島事故を経験したら周りの人はすぐに逃げてしまうというお話しがございました。私どもといたしましては、パニックを起こされてしまうわけには絶対にかないというふうには考えております。まずは優先して避難していただく方に安全に優先していただきたいと。実質的に避難する方々を私どもは止めるというつもりはございませんけれども、少しでも私どもの情報、発電所さんの情報、そして如何に安全に避難をしていただくかという信頼感というものにつながるのかも知れませんが、信頼感を失っているというのは重々承知はしておりますが、少しでも私どもの防災の施策が皆さまのお役に立てて少しでも安全に避難していただけるような環境を私どもはつくっていきたいというふうには考えているところでございます。決して避難するのを否定するわけではございませんが、パニックになるのだけは決して避けるような、私どもは避けていただきたいというふう

には考えているところでございます。

◎徳永委員

徳永です。時間過ぎて申し訳ないです。せっかく新潟県からモニタリングポストについて回答いただきましたので、少し確認と要望をしておきたいと思います。

無停電装置がすべての場所にあるというのはちょっと意外でした。大変よいことだと思います。ただ、47番目に佐渡、その右端の欄が空欄になっていますよね、これがどうなのかなという疑問があります。これは質問です。

無停電装置は当然長く利用できませんから一番下にもありますが、上のほうにはずらりと「発電」というふうに、発電機のことだろうと思います。燃料さえあれば延々と情報を送るわけですからこれもいいことだと思いますし、それぞれ振興局に持っている自家発電につながるといっても、これもいいことだなと思い、ぜひ建物に自家発電のあるところには「接続」という言葉が入ることを望んでおります。

UPSが切れた後、発電機が動くという考え方でいいですよ。もしでしたら次回のお返答でも結構です。UPSがダウンした後、発電機が自動的にかかって情報を送り続けるんだらうと思っています。

47番目の佐渡の固定局が空欄になっているのは何か計画がないのかな、環境省の設置だから何かまた理由があるのかなという疑問です。回答あとでも結構です。

◎新野議長

高桑さんの最初の質問にたぶん課長さんの立場でお答えができるかどうかという問題ですので、またそれをお伝えいただいてもいいのかな。お願いできますか。

◎須貝原子力安全対策課長（新潟県）

では、まず私から原子力政策の全体の課題について、扱っております立場でお答えができる範囲でお答えをさせていただきます。

PAZについては、国の災害対策指針の中で個別配布ということが決められております。その内容というのは、学校ですとか庁舎ですとか、そういったところに備蓄しておいて、この説明会で医師がいる説明会で個別に住民の方たちに配布をするという内容になっていたと思います。

これにつきましては、いろんな課題があるということ、つまり具体的に配布するにあたって住民の方も入れ替えがありますし、ということはどうしていくかという問題、そういう具体的な現実に説明会を開いて配るといえることについては課題があるということ。それから、責任体制自体をどういうふうにされているのかといったようなこと、個別配布についてはいろんな課題があるということをお県独自で国にも要望していますし、原発協という立地道県で構成する団体からも国に要望をあげて解決をお願いしているところではあります。

私に今入っている情報の中では、まだ他県で個別配布をしたところはないというふう聞いております。間もなく鹿児島^{せんだい}の川内がそれをやろうとしているようなところだということは聞いていますけれどもそのような状況があります。

今日は、知事も記者会見の日でした。ライブで今ホームページでご覧いただけるようになっているんですけども、知事もいろいろご説明には気を使っていたけれども、分散備蓄をしても各個人に、個別に配布するということにはいろんな課題があるので、そこ

のところはヨウ素剤については解決されないとなかなか実効性がないというようなことを申しているような状況です。

◎水沢医務薬事課長（新潟県）

はい、私のほうから。今申し上げましたとおり様々な、実際その書かれたことを実行するということになるといういろいろ具体的に検討しなければならないことが出てくるんだと思います。そういう部分につきましては、国のほうのお考えなんかも確認させていただきながら、そこで実際にやるときの課題というものになりますので、柏崎市さん、刈羽村さんとも意見交換をさせていただきながら、まずその勉強をしなければならないのかなというふうに現段階では思っているところでございます。

◎高桑委員

それこそ竹内さんもすごく心配してらっしゃいましたけど、ヨウ素剤は配布されただけでは飲めないんですよ、まだ。服用の可能性をきちんと確立してもらってなければどんなに配布されていてもその場になったときに、配布即服用にはなっていないはずなんですよね。そのところを3年経ってもまだ検討事項が多くてというふうな状態というのはどういうことなんでしょうかと。私は強くそう思います。

今もいつ起こるかかわからないわけです。配布がされるのはもちろんすごく重要です、でも配布されたからよかったという問題ではないんですよ。服用ができなければ何にもならないんです。そのところをしっかりと、ダラダラといつまでも長引いて検討事項というのではなくて、本当に即きちんと服用が可能になるような手段を考えていただかなければならないと思います。

◎須貝原子力安全対策課長（新潟県）

ひとつ、制度ですとか仕組みに関わることで、また引き続き国にも要望を続けながら私たちなりにできることを検討していきたいと思っています。

◎新野議長

はい。では今日は、本来はみなさんのご意見のお時間がすごく少ないのかなと思ってはいたんですけどちょっと時間オーバーですけど、ずいぶんいい意見を発していただいたと思います。これで今日発言されなかった方が終わりということではないので、次回も何回かチャンスありますので、まだご発言のない方でお考えのある方は当然おいでなので、またメモなどされて次のときにぜひよろしく願いいたします。

今日はオブザーバーの方を含めてずいぶん時間をオーバーしましたけれど、いい議論をさせていただきましてありがとうございます。

◎事務局

長時間にわたりありがとうございました。運営委員様につきましては、このまま少し残っていただきたいんですが、よろしく願いいたします。

次回の定例会であります、6月4日水曜日になります。午後6時半から開催いたします。運営委員さんには5月23日金曜日になります、午後6時30分にお集まりいただくことになっておりますのでよろしく願いいたします。

以上で第131回定例会を終了いたします。大変お疲れさまでございました。